

事業税不均一課税申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者

住所(所在地)

氏名 (名称及び代表者名) 印

個人番号(法人番号)

栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条の規定による事業税の不均一課税の適用を受けたいので申請します。

不均一課税の要件	新設又は増設した特定業務施設	所在地							
		施設の区分	本店・事務所()・研究所・研修所						
		減価償却資産の取得価額の合計額	円						
		取得年月日	年 月 日	事業の用に供した年月日	年 月 日				
要件	計画認定年月日	年 月 日							
	中小事業者、中小企業者等の判定	該当する・該当しない							
不均一課税適用額等	年又は事業年度及び申告区分	年 月 日から 確定・修正 年 月 日まで (該当する文字を○で囲むこと。)							
	区分	本県における課税標準額 ①	不均一課税の適用を受ける額			不均一課税の適用を受けない額			算出税額 ④+⑦ ⑧
			課税標準額 ①×⑨ ②	税率 ③	税額 ②×③ ④	課税標準額 ①-② ⑤	税率 ⑥	税額 ⑤×⑥ ⑦	
	所得金額	法人	年400万円以下の金額						
			年400万円を超え800万円以下の金額						
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額						
		合計							
	個人	個人	外形標準課税対象法人の場合は、所得割又は収入割のみ記入						
	収入金額								
	不均一課税適用前の税額		円						
不均一課税適用後の税額 ⑧の計		円							
不均一課税適用額の算出に必要な基礎数値		別添のとおり	不均一課税適用率 ⑨						

通常の税率に不均一課税割合を乗じた税率を記載
(例) H29.3期、不均一課税1年目、
不均一適用前税率6.7%の場合
 $6.7\% \times 1/2 = 3.35\%$

(その1)で算出

(裏面)

記載要領

- 1 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画及び当該計画が認定になったことを称する書類
 - (2) 附表(その1)「不均一課税の基礎数値」表
 - (3) 次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に掲げる書類
 - ア 当期新增設がある場合の確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合
 - (ア) 附表(その2)「当期に新增設した生産設備等の取得価額等」表
 - (イ) 税務官署に提出した当期新增設設備に係る「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
 - イ 修正申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合 附表(その3)「不均一課税申請額の計算」表
 - (4) 附表(その1)の「不均一課税適用率」の欄の2以上に記載のある場合には、附表(その3)「不均一課税申請額の計算」表は附表(その1)に記載されている不均一課税適用率ごとに作成すること。なお、この場合は、申請書の「不均一課税適用率」の欄は、斜線を引くこと。
- 2 「不均一課税の要件」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 所在地 新增設設備の所在地を記載すること。なお、所在地の地番が2以上ある場合は、そのうちのいずれか1の地番を記載すること。
 - (2) 施設の区分 特定業務施設の用途で該当するものを○で囲むこと。事務所を移転した場合は、()に当該施設を使用する部門を記載すること。
 - (3) 取得年月日 取得した設備が2以上ある場合は、最も早く取得した設備について記載すること。
 - (4) 事業の用に供した年月日 事業の用に供した設備が2以上ある場合は、最も早く事業の用に供した設備について記載すること。
 - (5) 中小事業者、中小企業者等の判定 申請者が租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人に該当するか否かを○で囲むこと。
- 3 「不均一課税の適用を受ける額」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 「課税標準額」の欄は、「本県における課税標準額」に「不均一課税適用率」を乗じて得た額を記載すること。
 - (2) 「税率」の欄は、栃木県県税条例で定める税率に栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条に規定する年又は事業年度の区分のうち該当する区分の割合を乗じた税率を記載すること。
- 4 「不均一課税適用前の税額」の欄は、次により記載すること。
 - (1) 確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合は、確定申告書に記載した合計事業税額(法人事業税の場合は、所得割又は収入割に限る。)を記載すること。
 - (2) 修正申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合は、当該修正申告に基づく増差税額と当該修正申告の直前までの不均一課税適用前の税額(法人事業税の場合は所得割又は収入割に限る。)の合計額を記載すること。
- 5 「課税標準額」に1,000円未満の端数があるとき、「税額」に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てること。また、税額が100円未満であるときは、その税額を切り捨てること。

附表（その1）不均一課税の基礎数値

◎不均一課税の対象となる事務所等の従業者数（電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業以外の業種に係る所得又は収入金額の場合）

事業年度 項目	年 月 日から 年 月 日まで												計	分割基準 適用後の 事業年度 末日現在 の数値	摘要	備考
	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末				
新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	(a)		
県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数														(b)		
不均一課税適用率													計算式	$\frac{(a)}{(a) + (b)}$		

(a) 及び (b) 欄は、事務所又は事業所が年度途中に新設等された場合には、地方税法第72条の48第5項の規定により計算

- (注) 1 「新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者数」とは、当該新設し、又は増設した設備において事務等に従事する者であること。
 2 「県内に有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数」とは、県内に有する事業所等に従事する従業者の総計から、適用対象となる新設し、又は増設した設備に係る従業者数を控除した数であること。
 3 (a) 及び (b) については、地方税法第72条の48に規定する分割基準の例によること。
 4 「不均一課税適用率」については、小数第3位未満の端数を四捨五入すること。

◎不均一課税の対象となる事業所等の固定資産の価額（電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額の場合）

事業年度 項目	年 月 日から			年 月 日まで		
	新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額	(イ)				
県内に有する事業所等の固定資産の価額	(ロ)					
不均一課税適用率	(イ) / (ロ)					

◎不均一課税の対象となる事業所等の固定資産の価額（鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額の場合）

事業年度 項目	年 月 日から			年 月 日まで		
	新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数	(イ)				
県内に有する軌道の延長キロメートル数	(ロ)					
不均一課税適用率	(イ) / (ロ)					

附表（その3）

不均一課税申請額の計算

申告区分	所得金額等の区分	本県における課税標準額	不均一課税適用率			不均一課税の適用を受けない額			算出税額
			不均一課税の適用を受ける額			不均一課税の適用を受けない額			
			課税標準額	税率	税額	課税標準額	税率	税額	
修正申告 ①	法人の所得金額	年400万円以下の金額							
		年400万円を超え800万円以下の金額							
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額							
		合計							
	個人の所得金額								
	収入金額								
確定申告 ②	法人の所得金額	年400万円以下の金額							
		年400万円を超え800万円以下の金額							
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額							
		合計							
	個人の所得金額								
	収入金額								
差引 ① ②	法人の所得金額	年400万円以下の金額							
		年400万円を超え800万円以下の金額							
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額							
		合計							
	個人の所得金額								
	収入金額								

記載要領

- 「不均一課税の適用を受ける額」の「課税標準額」の欄は、「本県における課税標準額」に「不均一課税適用率」を乗じて得た額を記載すること。また、「税率」の欄は、栃木県県税条例で定める税率に栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例第2条に規定する年又は事業年度の区分のうち該当する区分の割合を乗じた税率を記載すること。
- 確定申告分について不均一課税の適用を受けようとする場合には、②の欄のみ記載すること。
- 「課税標準額」に1,000円未満の端数があるとき、「税額」に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てること。また、税額が100円未満であるときは、その税額を切り捨てること。